

はじめに

三重県では、昭和30年代に四日市市を中心に工場から排出される硫黄酸化物が原因の住民への健康被害、「四日市ぜん息」が問題になりました。

当時は、大気汚染を解決するための法整備がなされておらず、昭和47年の四日市公害裁判の判決では、工場や行政の責任が問われました。

この判決を受けて、県では県公害防止条例の改正を行い、工場からの大気汚染物質の総排出量を規制するいわゆる「総量規制制度」を導入しました。住民、工場、行政が一体となって対処してきた結果、地域の大気環境は大幅な改善をみました。

しかしながら、近年モータリゼーションの進展により都市地域を中心に自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）による大気汚染が深刻な状況となっています。特にディーゼル自動車から排出されるPMについては、平成12年の名古屋南部公害訴訟判決にも見られるように、発がん性のおそれを含む人への健康への影響が懸念されています。

こうした背景を受けて、自動車NOx法（平成4年制定）が改正され、対象物質にPMを追加した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」が平成13年6月に成立しました。

この法律では「自動車交通が集中している地域」や「大気にかかる環境基準の確保が困難な地域」など一定の要件を満たす地域を対策地域として指定し、この地域内で登録されている自動車に関して、よりNOxやPMの排出の少ない車を使っていただくよう「車種規制」という規制が盛り込まれています。

三重県では、平成13年12月に愛知県の61市町村とともに北勢8市町（四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、楠町、朝日町及び川越町）が対策地域に指定されました。

このような対策の実施には、県民、事業者の方々のご協力が不可欠です。よりよい大気環境を取り戻すために、皆様のご理解とご協力をお願いします。